

## 令和4年民法改正への対応

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、令和4年民法改正（令和6年4月1日施行）に対応させるため、お手数をお掛けしますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【民法V】

頁数	問題番号	修正後
8	105-17	× 女性の再婚禁止期間に関する規定（旧733）は、削除された（令和4年改正）。
10	105-18	○ 女性の再婚禁止期間に関する規定（旧733）は削除された（令和4年改正）。したがって、A（男性）との婚姻中に懐胎していたB（女性）が、Aと離婚した1か月後に出産した場合、更にその1か月後にC（男性）と再婚をすることができる。
13	106-14	再婚禁止期間の規定に違反した婚姻は、当事者の一方が死亡した後であっても、その配偶者は、取り消すことができる。 〔13－19エ〕
13	106-17	再婚禁止期間内にした婚姻は、婚姻取消しの対象となる。 〔25－20ア〕
14	106-14	× 従来、再婚禁止期間を定めた規定に違反した婚姻は、婚姻取消しの対象となっていた（旧734）。しかし、女性の再婚禁止期間に関する規定（旧733）は削除された（令和4年改正）ことから、婚姻取消しの対象から除外された。
14	106-17	× 従来、再婚禁止期間を定めた規定に違反した婚姻は、婚姻取消しの対象となっていた（旧734）。しかし、女性の再婚禁止期間に関する規定（旧733）は削除された（令和4年改正）ことから、婚姻取消しの対象から除外された。

42	109-1	○ 女性が <u>婚姻前に懐胎した子</u> であって、 <u>婚姻が成立した後に生まれたものは、当該婚姻における夫の子と推定される</u> （772 I）。したがって、甲男・乙女の内縁中に懐胎し、その婚姻成立後 10 日目に出生した子は甲・乙間の <u>推定される嫡出子</u> である。
	109-3	× <u>懐胎期間中に婚姻関係がある</u> ので、出生した子は <u>嫡出子</u> である。内縁関係が先行しており、その成立の日から 200 日後に出生したものであるときに限られるわけではない。
	109-4	× <u>懐胎期間中に婚姻関係がある</u> ので、出生した子は <u>嫡出子</u> である（法律上の父子関係が成立する）。また、「婚姻中に懐胎された」との記述があるので、 <u>推定される嫡出子</u> である。したがって、その婚姻解消の日から 301 日目に出生した場合であっても、甲の認知がなくても、甲 A 間の法律上の父子関係が成立する。
47	109-19	父が提起する嫡出否認の訴えは、子に親権を行う母がないときは、検察官を被告として提起しなければならない。〔3 1 - 1 9 ア〕
	109-20	父が提起する嫡出否認の訴えは、子の出生の時から 1 年以内に提起しなければならない。〔2 4 - 2 1 オ〕
	109-22 109-23	法改正により削除 〔5 3 - 1 8 ③〕 法改正により削除 〔6 1 - 1 7 ⑤〕
48	109-18	× 父が提起する嫡出否認の訴えは、 <u>子又は親権を行う母</u> を相手方として行う。また、親権を行う母がいない場合、家庭裁判所が選任した <u>特別代理人</u> を被告とする（775）。
	109-19	× 父が提起する嫡出否認の訴えは、 <u>子又は親権を行う母</u> を相手方として行う。また、親権を行う母がいないときは、家庭裁判所が <u>特別代理人</u> を選任し、その者を相手方として行う
	109-20	× 父が提起する嫡出否認の訴えの提訴期間は、父が子の出生を <u>知った時から 3 年以内</u> （777）である。

48	109-21	× 推定される嫡出子につき、父が嫡出否認の訴えを提起するには、父が子の出生を知った時から <u>3年以内</u> に提起しなければならない(777)。
49	109-24	法改正により削除 〔14-19エ〕
50	109-25	× 父が子に対し嫡出性を承認した場合は、もはや嫡出否認の訴えを提起することはできないが、 <u>嫡出子出生届</u> をしただけでは、その嫡出性を「承認」したことにはならない。よって、その夫は、嫡出否認の訴えを提起することができる。
	109-26	○ <u>形式的には、推定される嫡出子</u> に該当する場合であっても、妻が子を懐胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦関係の実態が失われる等で、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合は、生まれた子は、「 <u>推定の及ばない子</u> 」となる。この場合において、父子関係の存否を争うには、嫡出否認の訴えではなく、 <u>親子関係不存在確認の訴え</u> によることができる(最判昭44.5.29)。
	109-27	× <u>内縁中に懐胎し、婚姻成立後に</u> 出生しているので、「 <u>推定される嫡出子</u> 」である。したがって、 <u>嫡出否認の訴え</u> をもって父子関係の存否を争うことになる。
	109-28	× <u>内縁中に懐胎し、婚姻成立後に</u> 出生しているので、「 <u>推定される嫡出子</u> 」である。したがって、 <u>嫡出否認の訴え</u> をもって父子関係の存否を争うことになる。
	109-29	× 婚姻前に懐胎し、婚姻成立後に出産しているので、「 <u>推定される嫡出子</u> 」である。したがって、 <u>嫡出否認の訴え</u> をもって父子関係の存否を争うことになる。なお、父が子に対し嫡出性を承認した場合は、もはや嫡出否認の訴えを提起することはできないが、 <u>嫡出子出生届</u> をしただけでは、その嫡出性を「承認」したことにはならない。
	109-30	○ 婚姻前に懐胎し、婚姻成立後に出産しているので、「 <u>推定される嫡出子</u> 」である。したがって、 <u>嫡出否認の訴え</u> をもって父子関係の存否を争うことになる。これは、内縁関係が先行し、内縁関係が成立した日から250日後に生まれた子であっても、変るところはない。

52	109-36	<p>×</p> <p>女性が<u>懐胎した時から子の出生の時までの間に2以上の婚姻をしていた</u>場合、出生した子は、その<u>出生の直近の婚姻における夫（現夫）の子</u>と推定される（772Ⅲ）。令和4年改正前は、<u>再婚禁止期間の規定に違反</u>して再婚がなされ、<u>二重の推定</u>が及ぶ場合に裁判所が子の父親を定めるものとして規定されていたが、その適用場面は失われた。</p>
	109-37	<p>×</p> <p>女性が<u>懐胎した時から子の出生の時までの間に2以上の婚姻をしていた</u>場合、出生した子は、その<u>出生の直近の婚姻における夫（現夫）の子</u>と推定される（772Ⅲ）。令和4年改正前は、<u>再婚禁止期間の規定に違反</u>して再婚がなされ、<u>二重の推定</u>が及ぶ場合に裁判所が子の父親を定めるものとして規定されていたが、その適用場面は失われた。</p>
54	109-38	<p>○</p> <p>女性が<u>懐胎した時から子の出生の時までの間に2以上の婚姻をしていた</u>場合、出生した子は、その<u>出生の直近の婚姻における夫（現夫）の子</u>と推定される（772Ⅲ）。したがって、その父子関係の存否を争うには、<u>嫡出否認の訴え</u>をもってことになるが、その提訴権は、父だけでなく、前夫にも認められている（774・775）。</p>
	109-44	<p>×</p> <p>「<u>推定される嫡出子</u>」であるので、B男が<u>嫡出否認の訴え</u>を提起して、<u>嫡出性が覆された後</u>、C男は、<u>親子関係存在確認の訴え</u>を提起することになる。父を定める訴えを提起することはできない。</p>